

徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」構築事業助成金交付要綱

(助成金の交付)

第1条 公益財団法人徳島県市町村振興協会は、県と市町村が協力して行う徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」の構築に係る経費について、この要綱に定めるところにより、市町村に対し助成金を交付する。

(助成対象経費)

第2条 助成金の交付対象経費は、徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」の構築に係る市町村負担金とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、徳島県・市町村教育委員会情報化推進連絡協議会で決定された負担割合に基づき決定した市町村が負担する経費の1/2以内とし、千円未満は切り捨てとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町村は、交付申請書(様式第1号)を公益財団法人徳島県市町村振興協会理事長(以下「理事長」という。)に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定する。

(助成金の請求及び支払)

第6条 市町村は、前条の助成金の交付決定の通知があったときは、助成金請求書(様式第2号)を事業実施年度の3月15日までに理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の助成金請求書を受理した後、助成金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行する。